

離婚後に婚姻中の氏を称するときは、この届出をしてください。

この届出ができる人は、婚姻した際に氏が変わった人です。
 この届は、離婚届と同時にできるほか、離婚後3ヶ月以内であれば届け出すことができます。
 届出にあたっては、離婚した配偶者との協議や承諾は必要ありません。

《書き方》

※届書に記載する文字は、戸籍に記載されているとおり略さず丁寧に書いてください。

※住所地および本籍地は、地番など略さず正確に書いてください。

(6)欄は、既に離婚届を出した際、「新しい戸籍をつかった人」でその戸籍に自分だけしかいない人は記入する必要はありません。これ以外の方は必ず記入します。記入する本籍は、実際に存在する場所であればどこでも本

離婚の際に称していた氏を称する届

(戸籍法77条の2の届)

平成28年4月1日 届出

提出する年月日を書いてください。

熊本県玉名郡和水町 長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日				
送付 平成 年 月 日 第 号	長印				
書類調査	戸籍記載	記載調査	附表	住民票	通知

(1)	(よみかた) 離婚の際に称していた氏を称する人の氏名	やまだ あきこ 氏 名 山田 明子 昭和43年12月10日生	年号は漢字で書いてください。
(2)	住所 〔住民登録をしているところ〕	熊本県玉名市岩崎1004 (よみかた) すずきじろう 世帯主の氏名 鈴木次郎	番地 1 号
(3)	本籍	熊本県玉名郡和水町江田3886 筆頭者の氏名 山田太郎	番地 番
(4)	(よみかた) 氏	変更前(現在称している氏) 山田 変更後(離婚の際に称していた氏) やまだ 山田	
(5)	離婚年月日	平成22年1月10日	
(6)	離婚の際に称していた氏を称した後の本籍	熊本県玉名市岩崎1004 筆頭者の氏名 山田明子	番地 番 1
(7)	その他	◎協議離婚の場合・・・離婚届の日 ◎裁判離婚の場合・・・調停または和解成立の日 審判または判決確定の日	
(8)	届出人署名押印 (変更前の氏名)	山田 明子	山田

山田
↑ 署名押印欄で使用した印鑑を押してください。

連絡先	電話 (〇〇) 〇〇〇〇 番
	(自宅) 勤務先・呼出 方